

2025 年 11 月 17 日

各 位

株式会社 三十三銀行

東海 3 県の地方銀行及び第二地方銀行、労働金庫による住宅ローンの不正利用防止 に向けた「情報交換に関する協定書」の締結について

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、東海 3 県の地方銀行及び第二地方銀行・労働金庫と「情報交換に関する協定書」を 2025 年 11 月 14 日に締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 協定の概要

住宅ローンの不正利用とは、お客さまご自身がお住まいになる住宅を取得する目的で住宅ローンを利用するのではなく、虚偽の申告を行い、融資を受けた住宅を当初から第三者に賃貸する目的で住宅ローンを利用することのほか、住宅取得価格の水増しや収入証明書の改ざん等を行うことです。また、不正利用を促す不動産業者（以下「不正業者」といいます。）の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれる場合があります。

当行は、本協定の締結により、不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

2. 協定締結金融機関一覧

株式会社大垣共立銀行	株式会社十六銀行
株式会社三十三銀行	株式会社百五銀行
株式会社あいち銀行	株式会社名古屋銀行
東海労働金庫	

注. 金融機関コード順

以上